

# 令和5年分相続税の申告書等の様式改訂

令和5年5月 国税庁 資産課税課

# 令和5年分相続税の申告書等の様式改訂

## 税制改正概要(修正申告書等の記載事項の整備)

- 令和4年度税制改正により、ワンスオンリーの原則※を徹底する観点から国税通則法が改正され、先の納税申告書の提出により税務当局が既に情報として保有している「申告前の課税標準等」又は「更正前の課税標準等」については、修正申告書又は更正の請求書への記載を要しないこととされた。

※「ワンスオンリーの原則」は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠なデジタル3原則(基本原則)の一つとして明確化されており、具体的には、一度提出した情報は、二度提出することを不要とするもの。

- 最終的な納付税額又は還付税額を算出する過程において必要な情報である「納付すべき税額」又は「還付金の額に相当する税額」については、引き続き、修正申告書又は更正請求書に記載することとされた。
- これに伴い、相続税の申告書及び更正の請求書の様式改訂を予定している。

(注)上記の改正は、令和4年12月31日以後に課税期間が終了する国税(課税期間のない国税については、同日後にその納税義務が成立する当該国税)に係る修正申告書又は更正の請求書について適用されることとしており、相続税は令和5年1月1日以後の相続開始分から適用される(令和4年分以前は、従前どおりの取扱いとなる。)

## 【様式改訂の主な内容】

- 国税通則法の改正に伴い、修正申告前及び更正の請求前の課税標準等については、記載不要とする。
- 修正申告に必要となる項目・様式は、当初申告書様式に追加し、令和5年分以降、修正申告書様式を廃止する。
- 修正申告前及び更正の請求前の税額については、引き続き、記載を求めることとなるため、申告書第1表及び更正の請求書次葉に当該項目を新設する。
- 申告書第1表及び更正の請求書次葉については、税額控除の内訳項目(未成年・障害者・相次相続・外国税額)を申告書第8の8表及び更正の請求書次葉付表7に移動する。

※ 今後、7月上旬に改訂様式を国税庁ホームページに掲載。e-Taxの受付開始は、令和5年9月19日(火)になります。

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。また、申告書と添付資料を一緒にとじないでください。

33 集の

## レイアウト修正 項目の追加



# ○ 相続税の申告書第8の8表改訂イメージ

※4月末時点の改訂イメージであることに留意願います。

名称変更:「税額控除額及び納税猶予税額の内訳書」

納税猶予税額の内訳書

「1 税額控除額」が追加されるため、「2 納税猶予税額」の表題を追加

## 1 税額控除額

この欄は、「未成年者控除」、「障害者控除」、「相次相続控除」又は「外国税額控除」の適用を受ける人が第1表の「⑫・⑬以外の税額控除額④」欄に記入する金額の計算のために使用します。

|                        | (氏名) | (氏名) |
|------------------------|------|------|
| ※ 整理番号                 |      |      |
| 未成年者控除額<br>(第6表②、③又は⑥) | ①    |      |
| 障害者控除額<br>(第6表②、③又は⑥)  | ②    |      |
| 相次相続控除額<br>(第7表⑬又は⑭)   | ③    |      |
| 外国税額控除額<br>(第8表⑱)      | ④    |      |
| 合 計<br>(①+②+③+④)       | ⑤    |      |

(注) 各人の⑤欄の金額を第1表のその人の「⑫・⑬以外の税額控除額④」欄に転記します。

税額控除のうち次の項目を第1表から移動

- ・未成年者控除額
- ・障害者控除額
- ・相次相続控除額
- ・外国税額控除額

「2 納税猶予税額」欄を4名分から2名分に変更

# ○ 相続税の申告書(令和5年1月分以降用)の主な改訂内容

| No. | 様式                                                                                                                                                                               | 主な改訂内容                               |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 1   | 第1表                                                                                                                                                                              | 修正申告書として利用できるようレイアウト変更、一部税額控除欄の削除・追加 |
| 2   | 第1表(続)                                                                                                                                                                           | 修正申告書として利用できるようレイアウト変更、一部税額控除欄の削除・追加 |
| 3   | 第8の8表                                                                                                                                                                            | 第1表の税額控除欄の一部をこの様式に移動                 |
| 4   | 第5表の付表                                                                                                                                                                           | 修正申告書様式を相続税申告様式に変更(内容の改訂なし)          |
| 5   | 修正申告書<br>①第1表<br>②第1表(続)<br>③第3表・第8表2<br>④第3表(続)・第8表2(続)<br>⑤第5表の付表<br>⑥第8の2表<br>⑦第8の2の2表<br>⑧第8の3表<br>⑨第8の4表<br>⑩第8の5表<br>⑪第8の6表<br>⑫第8の7表<br>⑬第8の8表<br>⑭第11・11の2表の付表1<br>⑮第15表 | 令和5年分から廃止                            |

※1 4月末時点で整理した改訂内容であることに留意願います。

※2 令和4年度税制改正による国税通則法の改正に伴う主な改訂箇所を掲げております。

したがって、このほかに第1表のレイアウトの変更や令和5年度税制改正に伴う他表の文言変更などの改訂が予定されています。

# ○ 相続税の更正の請求書次葉の改訂イメージ

※4月末時点の改訂イメージであることに留意願います。

| 被相続人 | 住所 | 年 月 日 | 相続の年月日 | 職業 |
|------|----|-------|--------|----|
| 氏名   |    |       |        |    |

次 葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等  
( 相 続 税 )

(1) 税額等の計算明細

| 区 分                          | 申告(更正・決定)額         | 請 求 額 |
|------------------------------|--------------------|-------|
| ① 取得財産の価額                    |                    | 円     |
| ② 相続時精算課税適用財産の価額             |                    |       |
| ③ 債務及び葬式費用の金額                |                    |       |
| ④ 純資産価額(①+②-③)               |                    |       |
| ⑤ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額    |                    |       |
| ⑥ 課税価格(④+⑤)                  | ,000               | ,000  |
| ⑦ 相続税の総額(②の⑥の金額)             | 00                 | 00    |
| 一般の場合                        | ⑧ 同上のあん分割合         | %     |
| 租税特別措置法第70条の6第2項の規定の適用を受ける場合 | ⑨ 算出税額(⑦×⑧)        | 円     |
| ⑩ 算出税額(付表1(1)の⑫)             |                    |       |
| ⑪ 相続税法第18条の規定による加算額          |                    |       |
| ⑫ 暦年課税分の贈与税額控除額              |                    |       |
| ⑬ 配偶者の税額軽減額                  |                    |       |
| ⑭ 未成年者控除額                    |                    |       |
| ⑮ 障害者控除額                     |                    |       |
| ⑯ 相次相続控除額                    |                    |       |
| ⑰ 外国税額控除額                    |                    |       |
| ⑱ 引 算 税 額                    | (⑨+⑪-⑮) 又は (⑩+⑪-⑮) |       |
| ⑲ 相続時精算課税分の贈与税額控除額           | 00                 | 00    |
| ⑳ 医療法人持分税額控除額                | (⑱-⑲-⑳)            |       |
| ㉑ 小 計 (⑱-⑲-⑳)                |                    |       |
| ㉒ 納税猶予税額                     | 00                 | 00    |
| (㉒-㉑) ㉓ 申告期限までに納付すべき税額       | 00                 | 00    |
| ㉔ 還付される税額                    | (㉒-㉑)              |       |

(2) 相続税の総額の計算明細

| 区 分                           | 申告(更正・決定)額 | 請 求 額    |
|-------------------------------|------------|----------|
| ① 取得財産価額の合計額                  |            | 円        |
| ② 相続時精算課税適用財産価額の合計額           |            |          |
| ③ 債務及び葬式費用の合計額                |            |          |
| ④ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の合計額 |            |          |
| ⑤ 課税価格の合計額                    | ,000       | ,000     |
| ⑥ 法定相続人の数                     | 人          | 人        |
| ⑦ 遺産に係る基礎控除額                  | ,000,000   | ,000,000 |
| ⑧ 計算の基礎となる金額(⑤-⑦)             | ,000       | ,000     |
| ⑨ 相続税の総額                      | 00         | 00       |

(資15-1-2-A1続-)

名称変更「申告又は通知に係る税額及び更正の請求による課税標準等又は税額等(相続税)」

「申告(更正・決定)欄」の削除

税額控除のうち次の項目を付表7へ移動

- ・未成年者控除額
- ・障害者控除額
- ・相次相続控除額
- ・外国税額控除額

項目の追加(以後、項番ズレ)

⑭ ⑫・⑬以外の税額控除額(付表7 1 ⑤)

申告(更正・決定)額欄の削除に伴い、請求前の税額、税額の減少額等を記載するよう、項目を追加

|      |   |                                                  |    |
|------|---|--------------------------------------------------|----|
| 更正前の | ㉑ | 小計                                               |    |
|      | ㉒ | 納税猶予税額                                           | 00 |
|      | ㉓ | 申告納税額(還付の場合は、頭に△を記載)                             |    |
|      | ㉔ | 小計の減少額(㉒-㉓)                                      | △  |
|      | ㉕ | この請求により還付される税額又は納付すべき税額(還付の場合は、頭に△を記載)((㉒又は㉓)-㉔) |    |

# ○ 相続税の更正の請求書次葉(相続税-付表7)の改訂イメージ

※4月末時点の改訂イメージであることに留意願います。

次葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等  
(相続税-付表7)

相続税の納税猶予の適用を受けている人の納税猶予税額の合計額の計算明細表

○ 納税猶予税額の計算

| 区 分                  | 申告(更正・決定)額 | 請求額 |
|----------------------|------------|-----|
| ① 農地等納税猶予税額          |            |     |
| ② 株式等納税猶予税額          |            |     |
| ③ 特例株式等納税猶予税額        |            |     |
| ④ 山林納税猶予税額           |            |     |
| ⑤ 医療法人持分納税猶予税額       |            |     |
| ⑥ 美術品納税猶予税額          |            |     |
| ⑦ 事業用資産納税猶予税額        |            |     |
| ⑧ 合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦) |            |     |

(資15-1-3-8-A4統一)

名称変更「更正の請求による課税標準等又は税額等  
(相続税-付表7)」

「1 税額控除額の計算」が追加されるため、  
「2 納税猶予税額の計算」に変更。

「申告(更正・決定)欄」の削除

税額控除のうち次の項目を次葉から移動

- ・未成年者控除額
- ・障害者控除額
- ・相次相続控除額
- ・外国税額控除額

## 1 税額控除額の計算

| 区 分            | 請求額 |
|----------------|-----|
| ① 未成年者控除額      |     |
| ② 障害者控除額       |     |
| ③ 相次相続控除額      |     |
| ④ 外国税額控除額      |     |
| ⑤ 合計 (①+②+③+④) |     |

(参考)申告(更正・決定)額の項目削除は、以下の様式が対象

- ・次葉 次葉(相続税-付表1) 次葉(相続税-付表2) 次葉(相続税-付表2の2) 次葉(相続税-付表3)
- ・次葉(相続税-付表4) 次葉(相続税-付表5) 次葉(相続税-付表6) 次葉(相続税-付表7)